

香川県国民保護対策本部及び香川県緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成19年3月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第21号

香川県国民保護対策本部及び香川県緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例
香川県国民保護対策本部及び香川県緊急対処事態対策本部条例（平成16年香川県条例第55号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(会議) 第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 本部長は、法第28条第7項の規定により<u>防衛大臣</u>がその指定する職員を本部長の求めに応じて会議に出席させたときは、その職員に対し、意見を求めることができる。</p>	<p>(会議) 第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。</p> <p>2 略</p> <p>3 本部長は、法第28条第7項の規定により<u>防衛庁長官</u>がその指定する職員を本部長の求めに応じて会議に出席させたときは、その職員に対し、意見を求めることができる。</p>

附 則
この条例は、公布の日から施行する。